結核接触者健康診断におけるIGRA検査事業の委託に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要領

平成22年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、府が発注する結核接触者健康診断における I G R A 検査事業の委託に係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)及び参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

第2条 資格審査の対象となる者は、府と結核接触者健康診断における I G R A 検査事業 の委託に係る契約を希望する者とする。

(参加資格を有しない者)

第3条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者は、 一般競争入札に参加することができない。

(一般競争入札参加者の資格)

- 第4条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - (2) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」 という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定による衛生検査所の登録を受けて いない者
 - (5) 検査事業についての専門的技術及び経験を有しない者
 - (6) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札 について指名停止とされている者
 - (7) 取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理の ために必要かつ適切な措置を講じるよう、内部規定を定めていない者。また、その従 業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られ るよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うことができる者であることが 認められない者。

(資格審査申請書の提出時期等)

第5条 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。 以下「規則」という。)第141条第4項に規定する公示において定める期間に申請書 1通を提出しなければならない。

(添付資料)

- 第6条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者 (未成年者、成年被後見人、保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の 審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないこと

の証明書

- (2) 府税納税義務者にあっては、府税(個人府民税を除く。) について滞納がないこと の府税納税証明書(別記第2号様式)
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業経歴書(別記第3号様式)
- (5) 取引使用印鑑届(別記第4号様式)
- (6) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定による衛生検査所の登録を受けていることを証する書類の写し
- (7) 第4条第1項第7号の条件を満たすことを証する書類
- (8) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書(別記第5 号様式)

(資料等の提出)

第7条 知事は、申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、 資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めること ができる。

(参加資格を有する者の名簿への登載)

第8条 知事は、参加資格を有すると認定した者を規則第141条第3項に規定する名簿 に登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

第9条 知事は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第6号 様式)により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第141条第4 項に規定する公示において定める日までとする。

(変更届)

- 第11条 申請書を提出した者(第8条の名簿へ登載されなかった者を除く。)は、次に 掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書 記載事項変更届(別記第7号様式)により当該変更に係る事項を知事に届け出なければ ならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の名称又は所在地
 - (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
 - (4) 個人にあっては、氏名

(参加資格の承継)

- 第12条 参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者(第3条及び第4条第1号に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - (1) 個人が死亡したときは、その相続人
 - (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- 2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査 申請書(別記第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る 事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書(別記第9号様式)により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の取消し)

- 第13条 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- 2 知事は、参加資格を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を 取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代 理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号の一に該当す るに至ったときも、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査 の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 知事は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消 通知書(別記第10号様式)により、その者に通知するものとする。

附則

- この要領は、平成22年3月1日から施行する。
- この要領は、平成27年5月14日から施行する。
- この要領は、平成30年5月18日から施行する。